

## 桑名市子どもの居場所づくり事業業務委託仕様書

### 1. 趣旨

令和4年度桑名市子どもの居場所づくり事業の実施について、必要な事項を定める。

### 2. 事業の目的

本事業は、市内の各地域において、家庭や学校に居場所がない子ども等に対し、食事の提供、遊び、学習を通じた居場所の提供、様々な資格取得を含めた学習のサポート、SNSを活用した悩みの相談などにより、包括的に支援することを目的とする。

### 3. 委託業務

本事業を受託しようとする者（以下、「受託者」という。）は、月4回以上、平日の放課後または、土・日及び祝日等に子どもに対して居場所を提供した上で、以下の業務を行うものとする。

(1) 食事、遊び、学習、課外活動などを提供し、子どもにとって、安心、安全な居場所を提供すること。

なお、食事の提供については、衛生管理、事故防止の徹底を図るとともに、本事業は、居場所において各種支援を包括的に提供することを目的としているため、宅食による提供は不可とする。

(2) 資格取得を支援するなど、チャレンジをサポートする環境づくりに努めること。

(3) 家族関係、友人関係などの悩みを抱えている子ども達に対し、信頼関係を構築する中、子ども達に寄り添いながら、相談業務を行うこと。

また、居場所まで来ることができない子ども達等に対しては、SNS等を活用した相談業務を行うこと。

(4) 子ども達の悩みを聴く中で、より専門的な支援が必要な場合は、子ども総合センターへ報告を行い、連携して支援にあたること。

また、必要に応じて、学校、医療機関、民生委員・児童委員等の関係機関と日常的に連携できる体制を構築すること。

### 4. 事業実施体制

(1) 本事業の実施にあたっては、次の要件を満たす「児童支援担当職員（以下、「職員という。）」を1名以上配置することとする。

① 児童福祉事業及びそれに類する業務に従事していた経験を持つ者

② 専従の常勤職員であることが望ましいが、他の業務との兼務も可とする。

(2) 受託者は、職員の配置に際して次の事項に配慮すること。

① 研修の実施、他機関への研修の参加等により、質の確保を図ること。

② 健康状態の把握や健康管理に努めること。

## 5. 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

## 6. 業務の明細

### (1) 計画

受託者は、契約締結後速やかに事業実施計画書（様式5）を提出するものとする。

### (2) 記録

受託者は、居場所を開催した日について勤務日誌（任意様式）を作成し、勤務内容（支援実績等）を明らかにしておくものとする。勤務日誌は、本事業終了後5年間適切に保管するものとする。

### (3) 報告

受託者は、事業に関わる次の報告を行うものとする。

- ①令和5年4月末日までに、事業実績報告書（様式6）を提出するものとする。
- ②児童に緊急介入及び支援が必要な場合は、速やかに子ども総合センターへ報告すること。

## 7. 委託料について

受託者は、上記(3)の実績報告書と請求書を市に提出する。市は報告書及び請求書を確認した上で、請求のあった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

## 8. その他

- (1)受託者は、本事業による事務を執行するにあたっての個人情報の取り扱いについては、桑名市個人情報保護条例（平成29年桑名市条例第2号）及び桑名市個人情報保護条例施行規則（平成16年桑名市規則第18号）の規定を厳守し、本事業で得られた個人情報の保護の徹底を図らなければならない。
- (2)受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ①断固として不当介入を拒否すること。
  - ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ③委託者に報告すること。
  - ④業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3)受託者は、業務を実施するにあたり、新型コロナウイルスなど感染症の拡大防止策を講じること。
- (4)受託者は、本仕様書の内容に明示しない項目については疑義があるときには、速やかに市と協議の上、市の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。